

資料提供
 令和3年9月20日
担当 : 広島県対策本部
担当者 : 新型コロナウイルス
 感染症対策担当 渡部
直通 : 082-513-2844

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月19日(日)に、新型コロナウイルス感染症の患者が6例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内21264～21269例目です。本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は16.9です。

- 【発生数】** 3市1町で、10歳未満～80代 計6名
- 【症状等の度合】** 軽症5、症状なし1
- 【入院等の状況】** 宿泊療養中1、調整中5
- 【他事例との関連】** 濃厚接触者2、接触あり1、調査中3
- 【ワクチン接種歴】** 未接種6
- 【県外往来等※】** なし

※ 発症（無症状は検体採取日）前14日以内の県外・海外との往来
 ・再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
東広島市		2							1		3
安芸高田市				1							1
尾道市		1									1
世羅町	1										1
合計	1	3		1					1		6

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減（20時以降の外出は更に削減）してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあって、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合を除きます。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください（事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど）。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。